

2020年9月吉日

お客様各位

足利ガス株式会社

ガス料金改定のお知らせ

日頃より、足利ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび弊社では、経営効率化による利益のお客様還元と基本料金の見直しに伴うガス料金の改定を実施いたします。

経営効率化による利益還元として、基準単位料金を値下げいたします。

対象となる料金メニューにおけるガス料金値下げ額（モデル）

①30 m³/月（45MJ/m³）使用時

料金メニュー	旧料金	新料金	値下げ額（率）
一般料金	5,743 円	5,549 円	△194 円（△3.3%）
床暖房料金	5,386 円	5,192 円	△194 円（△3.6%）
コージェネ料金	5,254 円	5,060 円	△194 円（△3.6%）

②50 m³/月（45MJ/m³）使用時

料金メニュー	旧料金	新料金	値下げ額（率）
一般料金	8,611 円	8,288 円	△323 円（△3.7%）
床暖房料金	7,539 円	7,216 円	△323 円（△4.2%）
コージェネ料金	7,143 円	6,820 円	△323 円（△4.5%）

また、適用区分Aの基本料金は、使用量の少ないお客様の負担増を緩和するため、従前より改定せず低額に据え置いておりましたが、検針や保安業務、ガス本管等の維持管理等、使用量に関わらず定額に掛かる経費の公平負担をお願いすべく見直しいたします。

今後もガスの安定供給と保安の確保を第一に、更なる経営効率化を図り、お客様が安全・安心に都市ガスをご使用いただけるよう努めてまいりますので、何卒ご理解のうえ、引き続き足利ガスをご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

裏面の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

足利ガス株式会社（小売登録番号 D0010）

住所 足利市錦町27-1

【問合せ窓口】

担 当 営業部お客様サービス課

電 話 0284-41-7192

受付時間 8:30~17:30（日曜・祝日を除く）

1. 対象となるガス契約

- ①一般ガス契約
- ②家庭用ガス温水床暖房契約
- ③家庭用コージェネレーションシステム契約

2. 新旧ガス料金比較表（税込）

①一般料金

適用区分		旧料金		新料金	
		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
A	0～20 m ³	792 円	175.87 円/m ³	880 円	165.00 円/m ³
B	21～80 m ³	1,441 円	143.41 円/m ³	1,441 円	136.95 円/m ³
C	81～200 m ³	1,991 円	136.54 円/m ³	1,991 円	130.07 円/m ³
D	201～500 m ³	3,652 円	128.23 円/m ³	3,652 円	121.77 円/m ³
E	501～800 m ³	6,204 円	123.13 円/m ³	6,204 円	116.66 円/m ³
F	801 m ³ ～	11,132 円	116.97 円/m ³	11,132 円	110.50 円/m ³

②家庭用ガス温水床暖房料金（床暖房料金）

適用区分		旧料金		新料金	
		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
A	0～20 m ³	792 円	175.87 円/m ³	880 円	165.00 円/m ³
B	21 m ³ ～	2,156 円	107.67 円/m ³	2,156 円	101.20 円/m ³

③家庭用ガスコージェネレーションシステム料金（コージェネ料金）

適用区分		旧料金		新料金	
		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
A	0～20 m ³	792 円	175.87 円/m ³	880 円	165.00 円/m ³
B	21～80 m ³	2,420 円	94.47 円/m ³	2,420 円	88.00 円/m ³
C	81～200 m ³	3,080 円	86.22 円/m ³	3,080 円	79.75 円/m ³

※上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。

※実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向（調整単位料金）を加味して毎月決定されます。

※ガス料金（税込） = 基本料金（税込） + 調整単位料金*1 × ガス使用量

*1 調整単位料金…（基準単位料金 + 原料費調整額）

3. 改定時期

2020年10月1日

※ただし、実施月となる2020年10月検針分（料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までとなる分）のガス料金は、改定前の旧料金を適用して算定することとし、新料金は11月検針分から適用させていただきます。